非常変災（気象警報発令および大地震）への対応について

みだしのことにつきまして、宍粟市教育委員会からの通知に従い、下記のとおり改訂しますので、ご承知おきくださいますようお願いします。

記

1　**宍粟市**に**特別警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風警報・暴風雪警報**のいずれかが発令された場合、**宍粟市全域**に**避難指示**または**避難勧告**が発表・発令された場合

（1）**午前６時の時点で**、発令中であれば**「自宅待機」**です。

（2）**午前６時以降に**、上記の警報等が発令された場合

①自宅にいる場合は「自宅待機」です。　②学校にいる場合は「学校待機」です。

（3）**午前７時の時点で**、警報等発令中の場合は、**「臨時休業」**とします。

（4）**午前７時までに警報等解除**の場合は、**しーたん放送**および緊急メール送信システム**すぐメール**で、登校時間等の指示をします。

※ただし、気象警報等の解除が見込まれ午前中に登校ができる場合、気象警報等にある大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪の影響を受けることなく安全確保ができる場合には、中学校区（幼稚園・小中学校）で判断し、別途対応します。

2　**宍粟市で震度５弱以上の地震**が観測された場合

（1）下校後から翌日の登校までに地震が観測されたとき、または、発生後間もないとき、地震による災害の発生が懸念されるときは、**「臨時休業」**とします。

（2）臨時休業後の登校日時等については、**しーたん放送、**緊急メール送信システム**すぐメール**で連絡します。

（3）学校にいる場合は、原則**「学校待機」**とし、生徒の安全確保のため、本校の防災マニュアル等により対応します。対応については、しーたん放送・すぐメール・学校ＨＰ・電話等を複数活用し連絡します。

本年度４月の分から改訂しています。